

平成 22 年 10 月 31 日

各 位

更 生 会 社 株 式 会 社 武 富 士  
管 財 人 小 畑 英 一

## 更生債権届出に関するお願い

弊社は、平成 22 年 10 月 31 日付にて東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受けました。

今後、当職は、更生会社の債務を確定し、また財産評定を実施して、更生会社の更生手続開始決定日現在の資産・負債を確定して参ります。本件につきまして、債権者の皆様（過払金に関する債権者の方については、現在、弁護士又は司法書士が介入されている方、および書面にて過払金の請求をされている方のうち、過払金が発生していると判断された方、または本社コールセンターに債権届出書の送付を希望する連絡をされた方）に、弊社に対する債権を届け出するための「債権届出書」をお送りしています（現在、発送の準備をしておりますので、11 月中旬以降に皆様に順次届く予定です）。

債権者の皆様におかれましては、更生手続を迅速に行うためにも「債権届出書」が届きましたら、早急にお届出をお願いいたします。

債権届出期限である平成 23 年 2 月 28 日までに債権の届出がない場合や不備の補正が間に合わない場合は、失権する（請求権を失う）場合がございますので、ご注意ください。

また、債権届出書が届かない方は、郵便物が未着になっている可能性等もありますので、本社コールセンター（0120-938-685、0120-390-302）までお問い合わせください。

更生手続の状況、関係者の皆様からのご質問に関する回答につきましては、今後とも弊社のホームページに掲載して皆様への情報提供に努めて参りますので、ご確認いただきたくよろしくお願い申し上げます。

以上